

令和4年第2回

相楽郡広域事務組合議会定例会会議録

(令和4年11月25日)



## 令和4年第2回相楽郡広域事務組合議会定例会会議録

○招集年月日 令和4年11月18日（金）

○告示年月日 令和4年11月18日（金）

○招集の場所 大谷処理場 会議室

○開 会 令和4年11月25日（金） 午後1時27分

○閉 会 令和4年11月25日（金） 午後4時15分

○出席議員（13名）

1番	谷口 雄一	2番	炭本 範子
3番	西山幸千子	4番	河口 靖子
5番	由本 好史	7番	青木 敏
8番	岡田 三郎	9番	山口 亘
10番	大倉 博	11番	岡田 泰正
12番	三原 和久	13番	森本 隆
14番	久保 憲司		

○欠席議員（1名）

6番 岡田 勇

○会議録署名議員

9番 山口 亘 10番 大倉 博

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の氏名

代表理事（精華町長）	杉浦 正省	理事（木津川市長）	河井 規子
理事（笠置町長）	中 淳志	理事（和東町長）	堀 忠雄
理事（南山城村長）	平沼 和彦		
会計管理者（精華町会計管理者）	上西 昌子		

○事務局職員出席者

事務局長	福田 全克	次長	國子 慶順
主査	南山 新治		

○議 事 日 程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 一般質問
- 第 4 同意第 1 号 相楽郡広域事務組合公平委員会委員の選任について
- 第 5 認定第 1 号 令和 3 年度相楽郡広域事務組合一般会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 2 号 令和 3 年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 6 議案第 8 号 相楽郡広域事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 7 議案第 9 号 相楽郡広域事務組合会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 8 議案第 10 号 令和 4 年度相楽郡広域事務組合一般会計補正予算（第 1 号）について
- 第 9 議案第 11 号 令和 4 年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- 第 10 議案第 12 号 京都市市町村職員退職手当組合理約の変更について

## 令和4年第2回相楽郡広域事務組合議会定例会

令和4年11月25日（金）

大谷処理場 会議室

（午後1時27分 開会）

○議長　それでは皆様、こんにちは。非常にお忙しいところ、相楽郡広域事務組合定例会議に御出席いただきましてありがとうございます。

若干時間が早いんですけども、全員おそろいでございますので、ただいまから議会を初めていきたくと思います。

今日はまた午前中も他の一部事務組合議会等、理事者の方も議員の方も引き続きの出席ということで大変御苦労さんでございます。

本日の会議に際しまして欠席の連絡がありまして、6番議員の岡田勇議員が都合が悪いということで欠席の届けが出ておりますのでお知らせをしておきたいと思っております。

それではこれより令和4年第2回相楽郡広域事務組合議会定例会を開催いたします。

議員の皆様には、各市町村議会での活動、また公私極めて御多用の中御出席を賜り厚くお礼申し上げます。

11月も下旬となりまして、朝夕冷えも一段と厳しくなっております。議員の皆様方には12月議会を控えまして、公私極めて御多用のところ御出席を賜りまして厚くお礼を申し上げます。また日頃から議会運営に御理解、御協力いただき高席からではございますが、重ねてお礼を申し上げる次第でございます。

去る、11月11日に埼玉県の入間西部衛生組合議会議員の方々がし尿処理施設の長期包括的運営委託についての研修視察に来られております。私が代表して御挨拶をさせていただいたところでございます。なお、事前に配付をさせていただきました研修視察報告をもって報告に代えさせていただきたいと思っております。

本定例会に傍聴の申出がありますので、議長においてこれを許可いたします。

広報用として写真撮影を許可いたしておりますので、御了承お願いしたいと思います。

それでは、杉浦代表理事より御挨拶をいただきたいと思います。杉浦代表理事、よろしく申し上げます。

○杉浦代表理事　皆さん、こんにちは。代表理事で精華町長の杉浦でございます。開会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。本日は、令和4年第2回相楽郡広域事務組合議会定例会を招集させていただきましたところ、議員の皆様方におかれましては公私とも大変御多用の中、御出席を賜り誠にありがとうございます。

さて、早いもので令和4年も残すところ1か月余りとなりました。新型コロナウイルス感染症は11月に入り再拡大しており、京都府内でも第8波に入ったとの懸念もあり、

今年の冬はインフルエンザとの同時流行も想定されております。

現在、各市町村におきましても令和5年度予算編成に向けての取組がなされておりますが、本組合におきましても情報収集と内容把握に努め、新型コロナウイルス感染症対策にもしっかりと対応しつつ最小の経費で最大の効果が出る予算編成に取り組んでまいることを考えております。

一方、相楽圏域が抱える広域的な課題をいかに解決していくのか、このことも非常に重要な問題であります。今後も引き続き各市町村が連携、協力しながら進めてまいりたいと考えておるところでございますので、議員の皆様方におかれましても御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、前回の議会以降の本組合の主な取組の報告でございますが、事前に配付させていただきました令和4年第2回定例議会業務報告、相楽休日応急診療所での新型コロナウイルスPCR検査によるアクシデントについてをもって報告とさせていただきますが、後者の休日応急診療所でのアクシデントにつきましてここで報告をさせていただきます。

去る、10月30日の診療時に木津川市在住の2歳の男の子に対するPCR検査時に、医師が綿棒を鼻に挿入し、引き抜いた際に綿棒の先がなくなっており、救急車により京都府立医大附属病院に搬送となりました。府立医大で診察されました医師が、山城総合医療センターで週1回診察されておりました、去る11月の15日に受診され、後遺障害が残存する可能性は低いと説明をされたとのことで安堵をしております。

なお、使用していた綿棒については速やかに回収し、別メーカーの綿棒を使用するとともに本事案の状況を朝礼にて徹底しております。

また、今後の対応でございますが、患者の父親と協議をし、診療費の負担などは医師賠償責任保険に加入していることから、保険からの補填とするかなど管理者の医師と調整をしていき、丁寧な対応に努めていく所存でございます。このことにつきましては、12月8日に休日応急診療所運営委員会に報告し、その対応策について返答いただくこととしております。

さて、本定例会に提案申し上げます議案は、令和3年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定など8件であります。十二分に御審議をいただき、原案のとおりそれぞれ同意、認定、可決賜りますようお願い申し上げます。

簡単でございますが、開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長        ありがとうございました。

議事日程の報告を申し上げます。本日の議事日程は、あらかじめお手元にお配りしたとおりでございます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議規則第128条の規定により、9番、山口亘議員、10番、大倉博議員を指名いたします。なお、両名に不都合がございます場合は、順次その後順の議員の方をお願いをすることといたします。

それでは日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、去る11月17日開催の議会運営委員会において、本日1日間とすることで決定をされておりますが、これに御異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日1日間に決定いたしました。

日程第3、一般質問を行います。申合せ事項によりまして、質問の時間は1人当たり質問・答弁を含めて30分以内とし、通告は含まずに質問回数は3回、自席で行ってください。

これより、通告順に発言を許します。

3番、西山議員。

○西山議員 3番議員、西山です

本日、一般質問をさせていただきたいと思います。

まず、これからの本組合の在り方とは題しまして、昭和48年12月に当組合の前身の相楽郡町村事務組合が設置され、昭和56年8月から相楽郡広域事務組合となりました。来年度からは相楽広域行政組合と名称変更も予定されています。

この間に扱う事務事業の増加に加え、今後の会館の建て替えなどまだまだ取り組む課題があります。そこで以下のとおり質問します。

1、職員定数条例では5人と規定していますが、前事務局長が退職してから業務も増えているのにずっと常勤正職員は3人のままです。今まで何度も指摘してきましたが、現事務局長の退職等も考えられる中、今後の職員体制をどのように考えていますか。

2、再任用職員制度、公務員の定年延長に関わる条例改正などはどうなっていますか。

3、新型コロナウイルス感染症が発生してから3年目となりました。ウイルスは変異を繰り返しながらいまだに全国で流行しており、一部では第8波が始まっています。そんな中、本組合で運営している休日応急診療所の一層高まる重要性を認識し、今後の在り方を考える必要があります。休日応急診療所が少しずつ認識され利用が増えていますが、今回のような未知の感染症が流行した場合に迅速な対応が取りづらいことが判明しました。また、施設の特徴から動線を分けるなどの改元が必要であることもはっきりしました。関係者の安全のために対応をどう進めていくのですか。

4、「福祉センター相楽会館」は、改築等計画策定業務を経て、現地改築が一番現実

的であるとの結果が出ました。まずは令和5年度末での貸館業務廃止に向けて、関係団体への周知と協力依頼はどうなっていますか。

5、社会福祉施設としての設置目的から、相楽聴覚言語障害センターの室料免除、光熱水費無償となっています。建て替え後も設置目的は変わりませんが、また建て替え後も室料免除、光熱水費無償を継続される方針でしょうか。

6、休日応急診療所、消費生活センター、聴言センターのそれぞれが重大な個人情報扱います。建て替え後の施設をなるべく小さくするとの計画となっていますが、安心して診療や相談を受ける広さが必要ではないですか。これから設計する場合に配慮していますか、ご答弁をお願いします。

○議長 西山議員の質問時間は14時08分までといたしますので、5分前になりましたらこちらから、事務局からお知らせいたします。

それでは、答弁願います。杉浦代表理事。

○杉浦代表理事 それでは、西山議員の御質問にお答えをいたします。

まず、これからの本組合の在り方の1問目でございます。

相楽郡広域事務組合におきましては、平成22年3月から消費生活センター、平成24年6月から休日応急診療所も開設いたしました。一方、ふるさと市町村圏振興事業については、その在り方を含め必要最小限の事業展開とするスクラップ・アンド・ビルドの考え方で今日まで共同処理する事務を推進してまいりました。

前事務局長は平成20年度末に退職しましたが、本圏域での課題でありました消費生活センター、休日応急診療所の立ち上げに至り、運営も軌道に乗ったこともあり、当時は臨時職員1人を任用し、業務を推進してまいりました。また、診療所運営では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、適宜会計年度任用職員を任用し職員一丸となって業務を推進しており、現在事務局職員は職員3人、週3日や週2日などのパートタイムの会計年度任用職員より合計で7人となっております。本年度末で事務局長が定年退職を迎えることから職員1人の減となります。このことを踏まえ10月の定例理事会において慎重に協議しました結果、定数内の職員1人を補充することとし、その任用に当たりましては構成市町村からの職員派遣とする方向で調整を進めることといたしました。今後、共同処理事務の追加などがあれば職員体制も合わせて検討をしてまいりまいる所存でございます。

2問目でございます。

現在、本組合においては再任用に係る条例は制定されておられません。構成市町村においては既に職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例を議会に条例提案をされた構成団体もありますが、この改正条例の中に再任用の制度が制定されるものでございます。

本組合といたしましては令和5年2月の定例議会に職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例を上程させていただくべく、準備を進めているところでございます。

3問目でございます。

京都府内においても第8波が非常に懸念される状況にあり、第7波での対応を教訓に11月20日の診察から看護師を1人増員するなどの対策を講じているところでございます。まず、令和3年12月から受診に当たっては、当日、電話予約制といたしております。御質問のとおり、現施設内のみでの動線の分離につきましては、事実上困難でございますことから、その対策といたしまして、発熱患者は施設内に入っていないことなくドライブスルー方式により診察を行うこととしております。これも京都府に協力をいただき、相楽会館西側の保健所の駐車場をお借りすることによりまして、検査、診察、投薬を行うことができていますものでございます。このように別々に一般患者と発熱患者の診察時間を分離して対応をしているところでございます。

また、現状ではさらなる感染防止を図るため、発熱患者の急激な増加を見越し、管理医師や出務医師と事前に調整を図り、受診者数に応じ自動的に医療スタッフの増員や新たな課題に直面した場合には医師会などの関係機関と調整を図りながら、フェーズに応じた医療体制の充実に努めていくことで医療スタッフの安全を図ってまいります。

次、4問目でございます。

貸館業務につきましては、当初は令和4年度末をもって廃止する予定でございましたが、住民や利用者の皆様に十分な周知期間を確保するために1年間延長し、令和5年度末としたところでございます。現時点で考えております今後の手続でございますが、過去数年の利用団体に対しましては、文章による通知を実施するほか、組合のホームページなどを通じて広く周知を図っていく予定でございます。詳細は幹事会において協議をし、理事会において決定することといたしたいと考えているところでございます。

5問目でございます。

現行、相楽会館は社会福祉施設と位置づけられておりますが、今後建て替える施設につきましては現状どおりであれば事務局、消費生活センター、休日応急診療所及び聴覚・言語障害センターが入る施設の予定でございます。したがって、事務所機能と診療所機能が併設されるものとなり、社会福祉施設とはならないものと考えております。なお、相楽聴覚言語障害センターの室料や光熱水費の免除については、昭和62年から組合の構成市町村が手話通訳者や要約筆記者の派遣や各種相談、支援事業を委託している社会福祉法人京都聴覚言語障害者福祉協会と本組合との契約によるものでございます。建て替え後につきましてはこの契約を踏襲しつつ、受益と負担の観点からも議論する必要があると考えております。

6問目でございます。

広域圏事業の今後のあり方検討会最終報告書においては、現地改築が望ましいとの結論に至りました。ただし、可能な限り規模を縮小することによりコスト削減を図るとともに今後財源確保のため国や府等の制度活用など調査研究を進めていき、あわせて改築費用の市町村負担については人口割など適切な負担割合を検討する必要がありますとの報告でございました。御質問にありましたように住民の皆さんが安心して相談や診療を受けていただけるよう、プライバシーの確保や個人情報の保護の観点からも接見に当たりますには貴重な御意見として参考にさせていただきたいと考えております。一方、財源につきましては、特定財源の確保についても引き続き調査研究を進めてまいります。可能な限り建て替えにかかる市町村負担を軽減し、ランニングコストの軽減も含め建て替えに当たっては幅広く検討を進めてまいります。

以上でございます。

○議長           それでは西山議員、再質問をどうぞ。

それでは西山議員。

○西山議長       ありがとうございます。たくさん質問いたしましたし、御答弁も丁寧に御答弁いただいたので控えることが全部はできてないんですけど、まず1つ目のところから行きます。

定数内で1人ということで、この間、縮小になった業務もあれば拡大したものもあるということなんですけど、3人の正職員という中でも今年は特にどこの職場でもコロナ感染者が出たりとか、濃厚接触者という形ですごく少なくなった人数の中で運営をする自治体等もありました。当組合ではそういった意味ではどうだったのかというのをまず一つ確認したいと思います。

そういったことが、イレギュラーなことが起こったときに業務の内容だけではなくて人員的配置で適応できるのかどうかというところが心配であります。そこは御答弁いただきたいと思います。

監査委員の意見書でも4ページにいつも書いてあるんですが、職員数の検討がずっと指摘しています。指摘されています。そこを踏まえて今、代表理事がおっしゃったように、今の体制でっていうことになったのかどうかというところはもう一度御答弁いただきたいと思います。

2番目のところでは、2月に条例の改正をされるということでした。本日、後で議案にもありましたけども、例えばの話、給料表ですね。再任用職員の給料表というのがほかでは大体ついてるんですけども、こちらのほうはそれのものがないということで、今回あわせて改正されたらよかったんじゃないかなと思ったんですが、そういうのも含めて2月ということなのかどうか御答弁をお願いします。

3つ目のところでは。

今のところ、発熱外来というのが、コロナを疑うという形でドライブスルー方式というのを取ってらっしゃると思うんですが、ニュースでも今年はインフルエンザの流行は言われています。テレビのニュースとかでもやってましたのは、コロナかどうかという形で診察をしたけれども、結局はコロナじゃなくて、じゃあインフルっていう形で今、両方の疑ってやらないといけないということになっていると思うんですね。その場合、今のドライブスルー方式で対応していくのかどうか。以前でしたら、コロナじゃなかったときは何か奥の会議室とか違う場所で発熱の方たちが待っていて、インフルエンザの検査をして、それでお薬を処方するという形になっていたんですが、コロナの場合は、休日応急診療所ではお薬は出ないはずですが、でも、インフルだったらお薬は出せると思うんですね。だから、そのところ体制と今後の方針といったところで、その両方できる、検査できるような体制も取る必要があるんじゃないかと思っています。そういう意味ではとても大事な施設ですし、動線を分けるということなどではなかなか難しいんじゃないか、ドライブスルー方式だけでは難しいんじゃないかと思いますので、そのところを今後どう考えていらっしゃるのかをお願いします。

4つ目のところです。

1年先延ばしして、今、代表理事の答弁だったら、今から利用団体に文書を発送するというふうなふうに答え、聞こえたんですけど、もう既にやり取りは始まっていると私は思ってたんですが、そこを確認したいと思います。

それと、どこもホームページとかでお知らせするというのは今主流にはなっていますが、ホームページってなかなか見たときに探すものが探し切れなかったりとか、新着情報というのは常に新しいものが書いているんですが、それが後から見たときに、どうしても、私なんかは木津川市のホームページ見たときも新着情報というのはそのとき見たらすぐに分かるんですが、それがちょっと過ぎると検索をかけないといけなくなるんですね。そういった意味ではなかなか難しいところがあると思います。そういった意味ではほかに手だてとかは考えていらっしゃるのでしょうか。

5つ目です。

設置目的は変わるということになると思うんですが、先ほど室料の免除と光熱水費の無償化のところの部分で、負担を議論していくとおっしゃったように思うんですが、それは負担を求めるということですか、それとも構成団体、構成市町村との間で話をするということでしょうか。その答弁をお願いいたします。

最後のところです。

本当に個人情報とかそういう病気の方たちとかといったところで、それぞれの目的が違うそれを一つの会館の中で行っている。今はほんの少しでもお部屋をわけてされているんですが、その新しく建て直したときに、一つのお部屋を業務が重なって使うという

ふうな形の設計になってたような気がします。そこは問題があるんじゃないかなと思うので、もう一度御答弁お願いいたします。

以上です。

○議長           それでは答弁願います。事務局長。

○福田事務局長       はい、議長。事務局長の福田でございます。

6点ほど質問いただいておりますので、私のほうの答弁で漏れ落ちている部分につきましては次長から説明させます。

まず1点目、定数内、職員での濃厚接触、コロナの関係ですね、コロナの関係で各市町村におきましても職員がコロナ陽性になったり、家族が陽性になり濃厚接触ということで仕事は残る職員が担当するということがあると思います。当組合も同様でございまして、職員がコロナ陽性にもなっておりますし、また、家族全員がコロナになってお休みを取っていただいたりとか、また、議会直近では職員のお子さんが陽性になり、濃厚接触でお休みになられて、その間の議会資料等に遅れが出たりもしております。そういう意味では、なかなか現職員体制ではカバーできない部分というのは現に出てるといふふうに思います。しかし、会議等の日程も決まっておりますので、しっかりと間に合わせているのが現状でございます。

2点目の給料表の部分に再任用の表がないということですがけれども、これにつきましては来年4月から国また地方自治体も今の再任用制度が、内容は同じですがけれども、その名称も含めて変更になるという情報をいただいておりますので、あわせて今11月に再任用を上程しましても、また4月に新しい制度に切り替えるということも考えられましたので、あわせて2月の定例議会に提案させていただきます。

3点目ですが、発熱外来でのインフルエンザが懸念するという御質問でございます。確かに、先日の日曜日、また先々週の日曜日と同時にコロナ、インフルエンザの検査もしております。ただ、インフルエンザの陽性患者が今のところ出てないので、コロナの陽性患者が出てくる状況ということで、コロナとインフルエンザが同時に、抗原検査になりますけれども鼻に綿棒を入れて、検体をとって、インフルエンザとコロナの検査が両方できるというような同時キットもあるわけでございますけれども、その辺を活用するか、または、コロナはPCR検査、そしてインフルエンザは抗原検査という形で2種類を使うかということも含めて、今、診療所の中では先生によって対応がまちまちということで現場も混乱をしている状況がございますので、そこも含めて、先ほど代表理事が言いました8日に運営委員会でございますので、今後の年末年始、また来年の1月、2月の対応も含めて、診療方針を決めていきたいとこのように考えております。

4つ目の質問の相楽会館の利用団体への周知という部分につきましては、基本的にはまだやっております。来年、年度変わりましたから行います。直近4か年で19団体

の御利用団体ございますので、その19団体の利用団体には個別に令和5年度末をもって会館利用ができないということのお知らせはしていきたいと考えており、あわせて、一般住民の方にはホームページ等を通じてお知らせをするというのが現状の考え方で、もっと広くお知らせする方法があるようでしたら、幹事会等で協議をしながら広くPRをしていきたいと思っております。

それ以外につきましては次長、お願いします。

○國子次長       はい、議長。それでは西山議員の質問にお答えいたします。一部重複するところもあるかもしれませんが、そこはご容赦いただきたいと思えます。

まず、2番目の条例の提案の件でございますが、代表理事の答弁にもございましたように職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例でございますので、この定年の引上げの条例の中に給与条例自体も入ってまいりますので、あえて今回ではなくて定年の条例と一緒に上程させていただくほうが関連性があるという方が分かりやすいかなということですのでそういう整理をさせていただいてございます。

それから3番目の質問でございますが、少し誤解があるといけないのですが、コロナの場合の患者に対して薬が出せないというような御発言がございましたけども、コロナの患者さんに、いわゆるラゲブリオという薬ではなくてそういう発熱を抑えるとか喉の痛みを取るとかそういう薬についてはコロナ陽性者に対しても現在も投薬のほうはさせていただいてございます。先ほど、事務局長も説明いたしましたように、車の中で唾液のPCR検査と鼻の検査両方できますので、そのようにさせていただきます。

すいません、あと5番目、6番目でございますが、5番目につきましては、受益と負担の関係から構成市町村の担当者とも幅広く議論をしていくという趣旨でございます。

それから6番目でございますが、それぞれの目的が違ってという話がありますので、それにつきましては今後の基本設計等の中で参考にさせていただいて、整理を図っていききたいというところでございます。

以上でございます。

○議長       西山議員。

○西山議員       ありがとうございます。何個かは考えてらっしゃって後でということなんですけれども確認ができました。

コロナの部分なんですけれども、コロナの検査のときに、一番多かったときに平日も対応されていたと思うんです。そのときに一応ドライブスルー方式ではあるけれども、その時点では通常業務に支障が出なかったのかどうかというところの部分は気になりますのでお答えいただきたいと思えます。

人数のことは私もずっと指摘というか気になって何度か質問させていただいたこともあるんですけど、先ほど、一番最初にもおっしゃったように今回議案の資料に漏れがあ

る、差し替えというのがあったんですが、その後何か所か間違いがあったんです。今その人数でコロナで陽性とか濃厚接触ということで少ない中で、日が決まっている中でやってらっしゃったというのがあるかもしれませんが、そういった部分では今後も起こりうる話だと思いますので十分考えていただきたいと思います。

あと、6番目のところの部分、今後、貸館業務の廃止というところも含めて関連団体のほうの要望をきちっと唱えていただきたいと思います。あとごめんなさい、貸館の部分ですけれども、月曜日に開いているところっていうのが少ないんです。なので相楽会館はそういう意味では月曜日に利用できるというところでは、決まった団体じゃなくても周知というのはしていただきたい。それをお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いします。

○議長 はい、答弁。國子次長。

○國子次長 はい、議長。まず1番目の、コロナの平日の検査の関係です。通常業務に支障がなかったのかというところでございますが、発熱外来にも保健所の駐車場を借りてやっておりまして、レッドゾーンというのを決めておりまして施設の中にはスタッフも入らないようにしておりました。したがって、そういう感染リスクとかそういう部分についてはなかったという理解をしてございます。

それから2番目の件でございますが、資料の件につきましてはいろいろと御迷惑をかけて申し訳なかったと思っております。今後、濃厚接触とか本人がコロナなるとかいろいろな面が出てくるとは思いますが、職員一丸となって会計年度任用職員もおりますのでそういった力も借りながら業務のほうを推進してまいりたいと考えているところでございます。

それから3つ目でございます。会館の関係でございます。周知につきましては漏れのないような形で徹底のほうを進めていきたいというふうに考えてございます。なお、幹事会の中でも周知する方法をいろいろとまた案を出していただきたいというふうにも考えているところでございますので、それらの議論を踏まえまして周知のほうを進めてまいりたいということでございます。

以上でございます。

○議長 事務局長。

○福田事務局長 はい、議長。事務局長でございます。御指摘ございました資料の不備につきましては、事務局長からお詫び申し上げたいと思います。もうちょっとチェック体制をしっかりとって議会資料等に誤りのないようにさせていただけるよう努力させていただきます。今回につきましても差し替え等御迷惑をかけました。申し訳ございません。

平日の相楽発熱外来等につきましても随時会計年度任用職員を臨時的にも採用させて

いただき対応には図っておるところでございますが、何分陽性者への対応、住民対応については会計年度任用職員ではなくて正職員が直接やっています関係がございますので、議会対応よりも先に陽性者の対応にせざるを得ない状況があるということで申し上げます。不備につきましてはお詫びをさせていただきます。どうも申し訳ございません。

○議長       それでは時間が参りましたので、以上で西山議員の一般質問を終わりたいと思います。

それでは続きまして、2番、炭本議員の一般質問を行いたいと思います。炭本議員の発言を許します。

○炭本議員     2番議員、炭本でございます。一般質問を行いたいと思います。

質問事項といたしまして、聴覚・言語障害者の豊かな暮らしを築くネットワーク相楽委員会の要望書を問うということでお伺いします。

1つ目、聴覚・言語障害者の豊かな暮らしを築くネットワーク相楽委員会から5市町村に対する要望、ヒアリングを受け、5市町村で構成される相楽社会福祉行政協議会在宅福祉部会長から要望書が提出されたとのこととあります。この要望書を受け、どのように対応されるのかお聞きします。

2つ目、相楽会館の改修については、実施時期は4年度に方針の決定とあり、3年度に相楽会館改築等計画がされましたが、経緯など具体的にお示してください。

3つ目、実施計画はいつになるのか。また、要望を受け、要望をどう受け止め実施計画に反映できるのかお伺いいたします。

よろしくお願いたします。

○議長       炭本範子議員の一般質問は13時39分までよろしくお願いたします。

それでは、答弁をお願いします。代表理事、よろしくお願いたします。

○杉浦代表理事     それでは炭本議員の御質問にお答えをいたします。     まず、聴覚・言語障害者の豊かな暮らしを築くネットワーク相楽委員会の要望書等の1問目でございます。

令和4年8月30日に5市町村の担当課長で構成される相楽社会福祉行政協議会在宅福祉部会長から相楽会館の建て替えに伴う、相楽聴覚・言語障害センターに関わる要望書が提出され、直近である10月の定例理事会において事務局から本要望書が提出された旨、報告があったところでございます。要望の中身についてでございますが、建て替えを進めるに当たっては、社会福祉法人京都聴覚・言語障害者福祉協会及び聴覚・言語障害者の豊かな暮らしを築くネットワーク相楽委員会にヒアリングを行っていただきたいということでございます。それぞれの団体からの要望内容でございますが、まず社会福祉法人京都聴覚・言語障害者福祉協会からは、相楽聴覚・言語障害センターの専用の事務室（聞こえの相談）を行うための多目的室の確保でありまして、次に、聴覚・言語

障害者が豊かな暮らしを築くネットワーク相楽委員会からは相楽聴覚・言語障害センターの事務所と専有の相談室の確保、聴力測定ができる設えの配慮、聴覚障害者が集い活動できるような拠点となるようなスペースの確保でございます。今後、本年度内にはヒアリングの実施に向け、幹事会での議論や相楽社会福祉行政協議会在宅福祉部会長とも調整を図りながら進めてまいりたいと考えてございます。

2問目でございます。

令和4年1月の定例理事会において、広域圏事業の今後の在り方検討会最終報告を受けました。報告書には実施時期については令和4年度に方針を決定、令和5年度以降に具体的な取組に着手するという工程が想定されますとあり、この報告を受け、令和4年度中に方針を決定することで確認をしてございます。この方針を決定とは建て替えの実施時期を決定するという趣旨ではなく、建て替えをするという方針を決定するというところで理事会において確認をしているものでございます。

3問目でございます。

令和3年度に取りまとめました相楽会館改築等計画策定業務報告書において事業スケジュールとして、おおむね基本設計に約3か月、実施設計に約4、5か月、移転先改修工事、引っ越しに約2か月、解体工事に約3か月、建設工事に約6か月、引き渡しに約1か月とあり、要は基本設計から引き渡しまで約20か月となります。御承知のとおり基本設計と実施設計は一連のものでございまして、まずは基本設計に当たっては利害関係者の意見聴取が必要であると考えているところでございまして、先ほども答弁いたしました。ヒアリングの実施に向け調整してまいりたいと考えてございます。計画の策定につきましては建て替えに係る市町村負担を軽減する必要もありますことから、幅広く検討を進めてまいります。

以上でございます。

○議長　それでは再質問。炭本議員。

○炭本議員　炭本です。1番目についてはこれからのヒアリングということで、今年度にヒアリングということでお聞きしましたのでそのことはまたよろしくお願ひしたいと思ひます。

2番目については、5年度から具体的なことが決まるよということなんですが、私、木津川市の中で少し質問させてもらったときに、これは予定だから分からないと。20か月かかるとおっしゃってましたので6年から7年ぐらいに基本設計ができて実施設計になるかなという思ひでおりますが、その答弁をよろしくお願ひしたいと思ひます。

それからヒアリングを聞いての対応だと言われますが、私、この間、理事者側の方にもお伝えしたいんですが、健常者には分からない、聞かないと分からないという声をお届けしたいと思ひます。この相楽、聴覚・言語障害者の豊かな暮らしを築くネットワー

ク相楽委員会の会長さんとお会いしまして、手話通訳さんに入ってもらってやり取りをしました。その内容、この方は今、精華にお住まいで、今までは木津にお住まいだったようですけれども、その方が京都府の全国手話研修センターにお務めなんですね。京都から帰ってこられて夜、夕方遅くだったんですけれども、本当に熱心に私に聞きながらこの方もこうしてほしいということをおっしゃっていましたので、この要望書の1、2、3にも入るとは思いますけれどもお伝えしたいと思います。

名前は言わないでおきますけれども、この聴力検査の機能をつけてほしいということ、そして相談室が欲しい。今まで聞いているのは相談室は共用、この現地改修の平面図を見ると、この会議・相談室が39平米ありますけれども、これの共用だということでおっしゃってましたけれども、その場合は個人情報、先ほど西山さんも言われたようにプライバシーが守れないということがおっしゃってました。難聴者にとっては音が聞こえないということも言われておりました。だから小さくてもいいから防音室と聴力検査機能、ポータブルでいいですからそういうものを必要であるということも言われてました。

この手帳、障害者手帳を持っておられない方がおられますので、気軽に行政に行くまでに検査ができる場所が欲しい、検査に行っても行政用語も分からない、そしてそういう福祉用具のことも分からないのでとりあえずここで聞いて、そしてからその行政に相談に行くなり、生活が分からないこともあるからそういうことに相談できる場所が欲しいとおっしゃってました。

それから、聞こえないからひきこもりがある。コミュニケーション、知識を持つために勉強会や学習指導が欲しいということでおっしゃってましたので、これは3番の活動ができる拠点ということかなという思いがしております。難聴者が増えているのが今の現状だそうです。私も分からないんですけれども、だからその機能も広げていきたいということでした。今、コロナの情報とかいっぱいありますけれども、テレビしか分からない。だからその閉ざされた中におられるので、感染したら対策などどうか分からない。それでは不安であるので、生命保険が受けられることとか、保健所に申告などとかそういうことも知らない人がたくさんおられる。そういうところの第一次としての相談ができるところが欲しいとおっしゃってましたので、これをお伝えしておきます。

私、先ほど言いましたように、6年、7年、20か月かかるということですが、そのところをもう一度確認したいと思います。よろしくお願いします。

○議長 事務局長。

○福田事務局長 はい、議長。事務局長でございます。炭本議員の再質問でございますが、いずれにしましても代表理事答弁のとおり、ヒアリングにつきましては令和4年度中の実施でやっていきたい、このように考えております。その中で構成市町村の幹事会も一緒に入っていていただいて、企画の課長ですね。福祉部会ですから各5市町村の福祉

課長も入っていただいて、当事者団体と意見を聞かしていただく場を持ちたいとこのように思っています。それらを持ちながら、今後の予定、実施設計や実施計画に入っていくわけでございますけれども、いずれにしましても相楽会館の貸館を廃止する規約変更を来年の9月に上程をさせていただくと。そこで5市町村可決をいただいて初めて知事のほうにも規約の変更をお願いする形になりますので、その辺もホームページを使いながら、早い時期からその方向で準備を進めていきたいと思っておりますけれども、何分今年度、4年度中に理事会で現場所で建て替えをするという決定をしていただき、その後、関係者との協議、要望を聞く機会を持ち、そして予算規模や財源措置など課題がございますので、これらも合わせて一定整理ができた段階で基本設計などの予算計上していきたいと思っておりますので、令和5年度にそのような予算が計上するかどうかも含めて、まだ理事会でも確認ができておりません。ですので、そこは明言できませんけれども、いずれにしましても貸館の廃止後の相楽会館の建て替え、そこに聴覚・言語センターが今、炭本議員が御質問の聴力検査ができるというスペースも含めた場所が、スペース確保が可能なのかどうかということをいろいろとまた必要性も含めて5市町村の福祉部会から意見を聞かせていただきたい。それから基本設計等に入っていきたいと思っております。

以上でございます。

○炭本議員 はい。

○議長 はい。炭本議員。

○炭本議員 ありがとうございます。まだまだこれからだなという御答弁から分かるんです。ぜひこの現地改修の平面図を見ますと、駐車場が、車7台分あって、事務室があって、そしてずっと続いているんですけれども、どこかを小さくするか、どこかを削ればというところがありますので、ヒアリングも、それを、その要望を、今、改築するときにはしないともう30年、50年後になる。そんなことはできない、代表理事もそう思っておられると思いますので、理事のお方もみんなここでお願いいたしましてその声を聞いていただいて反映していただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

終わります。答弁があれば。

○議長 杉浦代表理事、いかがですか。答弁、もうそのまま。

以上で炭本範子議員の一般質問は終わりました。

5分だけ休憩しましょうか。それでは、この時計で半まで、30分までトイレ休憩だけ取りたいと思います。

(休憩)

○議長 それでは、休憩前に戻りまして、会議を再開いたします。

日程第4、同意第1号、相楽郡広域事務組合公平委員会委員の選任についてを議題と

いたします。代表理事より提案理由の説明を求めます。

杉浦代表理事。

- 杉浦代表理事        それでは同意第1号、相楽郡広域事務組合公平委員会委員の選任についてを提案させていただきます。

同意第1号相楽郡広域事務組合公平委員会委員の選任について。

相楽郡広域事務組合公平委員会委員に下記の者を選任したいから、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求めます。

御提案させていただく方は、藤木美能里様でございます。

住所、生年月日と経歴につきましては記載のとおりでございます。

令和4年11月25日、提出。

相楽群広域事務組合代表理事。

提案理由でございます。公平委員会委員、藤木美能里様の任期が本年12月18日に満了することから、同委員を再任するため、議会の同意を求めるものでございます。よろしく御審議の上、原案のとおり御同意賜りますようによろしく願いをいたします。

- 議長        以上で議案の提案説明が終わりました。これより質疑を行います。なお、質疑の回数につきまして、会規則第55条に、質疑は、同一議員につき、同一議題について3回を超えることができないと規定されていますので、よろしく願いいたします。
- 質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長        質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長        討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

同意第1号、相楽郡広域事務組合公平委員会委員の選任についてを採決いたします。

採決は起立によって行います。原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

- 議長        起立全員です。

よって、同意第1号、相楽郡広域事務組合公平委員会委員の選任については、原案のとおり同意されました。

日程第5、認定第1号、令和3年度相楽郡広域事務組合一般会計歳入歳出決算認定について、及び、認定第2号、令和3年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計歳入歳出決算認定についてを一括して議題といたします。

代表理事より提案理由の説明をお願いいたします。

それでは代表理事。

○杉浦代表理事　それでは、認定第1号、令和3年度相楽郡広域事務組合一般会計歳入歳出決算認定について、及び、認定第2号、令和3年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計歳入歳出決算認定についてを一括して提案をさせていただきます。

認定第1号、令和3年度相楽郡広域事務組合一般会計歳入歳出決算認定について。

令和3年度相楽郡広域事務組合一般会計歳入歳出決算について、地方自治法第233条第3項の規定により、別添のとおり監査委員の意見書を添付して議会の認定を求めます。

令和4年11月25日提出。

相楽郡広域事務組合、代表理事。

提案理由でございます。令和3年度一般会計決算の結果は、歳入総額は2億5,957万8,659円となり、その中で主な財源としては構成市町村の分担金及び負担金が総額の86.9%を占めております。前年度比で65.9%の減となりましたが、その要因は大谷処理場基幹的設備事業費の大幅な減少によるし尿処理大規模改修経費分担金の減が主な要因でございます。また、使用料及び手数料は全体の6.6%を占めており、前年度比で1.2%の増となりましたが、浄化槽汚泥搬入量の増に伴います、浄化槽汚泥投入手数料の増などがございます。次に、府支出金は消費生活センターに対し京都府消費者行政活性化事業費補助金で全体の1.3%を占めており、前年度比で10.9%の減となりました。これらの要因の結果、歳入総額で前年度比より、前年度より7億328万3,961円、73%の大幅な減少となりました。一方、歳出総額は2億5,497万2,098円となり、中でも衛生費のうち清掃費で75.9%を占め、前年度比で78.1%の大幅な減となりましたが、その要因は歳入でも説明しました、大谷処理場基幹的設備改良事業の完了に伴いまして大幅に減少したものでございます。また、商工費は全体の5.2%を占めており、前年度比で2.2%の減となりましたが、教育用資材の作成経費の減などによるものでございます。これらの要因の結果、歳出総額で前年度より6億9,431万、586円、73.1%減少をいたしました。なお、歳出予算額に対する執行率は98.2%になりました。

したがって、歳入歳出差引金残額が460万6,561円となり、同額が実質収支額となっております。

続いて、認定第2号の提案説明を申し上げます。

認定第2号、令和3年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計歳入歳出決算認定について。

令和3年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計歳入歳出決算について、地方

自治法第233条第3項の規定により、議会の認定を求めます。

令和4年11月25日提出。

相楽群広域事務組合代表理事。

令和3年度の特別会計決算結果は、歳入総額で3,225万8,498円となっております。まず、財産収入はふるさと市町村圏振興事業基金7億円の運用益であり、全体の5.1%を占め、前年度比で130.5%の増加となりました。次に、休日応急診療所収入は全体の76.3%を占め、前年度比で60%の増となりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響による受診者の大幅な増加を受け、診療報酬収入も大幅に増加をいたしました。次に繰入金は全体の11.6%を占めております。国庫支出金及び府支出金は新型コロナウイルス感染症にかかる補助金でそれぞれ全体の2.4%、3.1%を占めております。繰越金は全体の1.5%を占めております。これらの要因の結果、歳入総額で前年度より917万2,433円、39.7%を増加いたしました。また一方、歳出の総額は2,754万393円となり、うち振興費で全体の19.5%を占め、前年度比で69.3%の増となりました。次に、衛生費休日応急診療費で80.5%を占め、前年度比で14%の増となり、看護師等の人件費の増加が主な要因でございます。これらの要因の結果、歳出総額で前年度より492万9,775円、21.8%増加いたしました。なお、歳出予算額に対する執行率は99.3%となりました。したがって、歳入歳出差引残額は471万8,105円となり同額が実質収支額となっております。

以上、令和3年度一般会計及び特別会計決算の概要を申し上げまして提案説明といたします。なお、詳細につきましては事務局長から説明をさせますので、よろしく御審議の上、原案どおり認定賜われますようによりしくお願い申し上げます。

○議長 引き続き補足説明を求めます。事務局長。

○福田事務局長 はい、議長。事務局長の福田でございます。

それでは、認定第1号、令和3年度相楽郡広域事務組合一般会計歳入歳出決算認定について、認定第2号、令和3年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計歳入歳出決算認定について、この2件につきまして併せて補足説明を申し上げます。

説明につきましては、決算書本体とは別にお配りをしております、「令和3年度、決算に係る主要な施策の成果の説明書」によりまして進めてまいります。

説明につきましては決算書本体とは別にお配りをしております、令和3年度決算に係る主要な施策の成果の説明書によりまして進めてまいります。

それでは説明書の1ページを御覧ください。

1ページでは、1、決算の総括といたしまして、一般会計と特別会計の決算概要を第1表、決算総括の状況として記載しております。その中で決算総額の前年度との比較に

つきましては、1ページ下から3行目に記載しているとおりに、一般会計の歳入が73%の減少、歳出も73.1%の減少となっておりますが、その主な要因は先ほどから申し上げてますとおりに、大谷処理場基幹的設備改良工事の完了に伴い大幅な減少となったものでございます。

次に、特別会計につきましては2ページ、上から5行目になります。

歳入が39.7%の増加、歳出が21.8%の増加となっておりますが、こちらは新型コロナウイルスによります休日応急診療所運営経費の増加が原因でございます。

続きまして、2、一般会計の概要でございます。

まず、(1)番、歳入の概要でございますが、第2表、一般会計歳入決算の状況といたしまして、歳入科目の款ごとに前年度との比較を含め内訳を記載してございます。その状況は2ページの下段からの説明にありますとおりに、主要なものは構成比順に、分担金及び負担金が86.9%、続きまして、相楽会館の使用料と浄化槽汚泥投入手数料などの使用料及び手数料が6.6%、繰越金が5.2%、消費者センターにかかります府の支出金が1.3%の順番となっております。

前年度との比較におきます要因でございますが、まず分担金及び負担金のうち分担金で大谷処理場基幹的設備改良事業の完了に伴いまして、前年度より4億608万4,000円大幅に減少したことなど、分担金全体で4億3,515万4,770円減少いたしております。一方、し尿の収集運搬にかかります負担金は例年減少傾向にはありましたが、令和3年度決算ではし尿処理運搬委託料の微増に伴いまして11万4,304円の増加、分担金及び負担金全体で前年度より4億3,504万466円、65.9%の大幅な減少となったものでございます。

次に、3ページ移っていただきまして、1行目。

使用料及び手数料につきましては、浄化槽汚泥投入手数料の増加などによりまして、相楽会館大ホールと使用料は減少しておりますが、前年度より21万2,300円、1.2%の増加となっております。次に、国庫支出金では、大谷処理場基幹的設備改良事業の完了に伴う循環型社会形成推進交付金がなくなったことによる減少、そして府支出金につきましてはその全額が相楽消費生活センターの運営でございますが、京都府消費者行政活性化事業費補助金でございますが、平成30年度から重点的に取り組んでおります学校教育におきます消費者教育・啓発の補助金でございますが、学校教育用の啓発冊子の作成にかかります事業費の減などによりまして、前年度より40万6,000円、10.9%減少しております。次に、繰越金は189万6,591円、16.2%の増加となっております。

以上の要因の結果、歳入総額では前年度より4億328万3,961円、73%の減少となったものでございます。

続きまして、3ページの中ほどから(2)歳出の概要でございます。第3表に一般会計歳出が決算の状況といたしまして、歳出科目ごとの款ごとの前年度との比較を含めまして内訳を記載してございます。その状況は3ページ下段からの説明文にございまして、主要なものは構成比順に、衛生費で80.1%と大半を占めてございまして、総務費14.5%、商工費5.2%と順になってございます。

前年度との比較におきます要因でございますが、まず、衛生費のうち保健衛生費では休日応急診療所運営に対します特別会計への繰出金が新型コロナウイルス感染症に係る経費の増加はありましたが、診療報酬収入が増加をいたしまして、保健衛生費で前年度より114万1,000円、10.2%減少しております。

次に、4ページへ移っていただきまして、清掃費ではし尿処理運搬量は新型コロナウイルスの影響もあり微増となっておりまして、し尿収集運搬委託料は増加し、大谷処理場運転維持管理委託料は2,399万5,400円の減、基幹的改良工事の減少等によりまして、清掃費で前年度より6億9,276万8,689円減少し、衛生費全体では前年度より6億9,390万飛び9,689円、77.3%の大幅な減少となっております。

次に、総務費につきましては、前年度より12万7,691円、0.3%の減少。商工費では、京都府消費者行政活性化事業費補助金を有効に活用しまして、新たな消費者教育の推進にかかります小・中学校児童・生徒向けの教育用教材を平成30年度・令和元年、2年と3年間作成をし、令和3年度は増刷をさせていただきましたが、その作成費の減少などで前年度より29万3,076円、2.2%の減少となっております。

以上の要因の結果、歳出総額で前年度より6億9,431万5,586円、73.1%の減少となったものでございます。

なお、歳出予算額に対します執行率は98.2%でありました。

続きまして、4ページ中ほどからの3、特別会計の概要に移ります。

まず、(1)歳入の概要でございます。第4表、特別会計歳入決算の状況といたしまして、歳入科目ごとの款ごとに前年度との比較を含め内容を記載してあります。その状況は主要なものとしましては構成比順に、休日応急診療所収入、76.3%、繰入金11.6%、財産収入5.1%、府支出金3.1%、国庫支出金2.4%、繰越金1.5%の順番となっております。

5ページに移りまして、これらの前年度との比較における要因でございますが、まず、休日応急診療所収入は、一般会計からの繰入金が前年度より114万1,000円減少しました。診療報酬収入は平日に発熱外来を実施をいたしましたなど受診者数の大幅な増加等によりまして、1,037万6,404円と大幅に増加をいたしました。休日応急診療所収入全体では前年度より923万5,404円、60%の増加となっております。

また、国庫補助金並びに府支出金につきましては、発熱外来を設置する医療機関に対します新型コロナ関連の交付金でございます。

次に、財産収入は、ふるさと市町村圏振興事業基金の元本分7億円分につきましては、平成30年度末から京都やましろ農業協同組合木津支店の期間3年の定期預金、利率0.145%で運用し、令和4年3月29日に満期を迎え、中間利息の差額分も含めまして受取利息が163万1,844円となり、前年度より92万3,933円、130.5%の大幅な増加となりました。繰入金は前年度より128万6,000円、52.2%の増加、繰越金は230万3,913円、82.9%の減少となっております。これらの要因の結果、歳入総額で前年度より917万2,433円、39.7%増加となったものでございます。

続きまして、5ページの中ほど(2)番、歳出の概要でございますが、第5表、特別会計歳出決算の状況といたしまして、歳出の項目ごとに前年度との比較を含め内訳を記載してございます。

6ページをお開きください。

その状況は1行目から書いてございますが、歳出総額が2,754万393円で休日応急診療費で80.5%、振興費で19.5%となっております。前年度との比較におきます要因でございますが、まず休日応急診療費では、新型コロナウイルス感染症の発熱外来設置などの関連経費の増加などで前年度より272万9,775円、14%の増加となっております。次に、振興費は相楽会館改築等計画策定に取り組みました委託料が220万円、これが増額となり、69.3%の増加となっております。

以上の要因の結果、歳出総額で前年度比より492万9,775円、21.8%と増加となっております。なお、歳出予算額に対します執行率は、99.3%であります。令和3年度末におきます基金残高は7億456万3,000円でございます。

また、ふるさと市町村圏振興事業の令和3年度の実績の概要は、その6ページの①番から⑤番の5事業でございますが、詳細は差し替え資料がございましたが55ページに記載したとおりでございます。また、「お茶の京都」広域観光推進事業交付金につきましても例年同じですが、56ページに記載したとおりでございます。

最後にこれまで説明してまいりました令和3年度の決算概要のほか、より詳しい分析の内容や実績数値の表、この説明書の7ページから10ページ、そして11ページには令和2年、令和3年度の決算額での分担金の比較表をつけさせていただいておりますので、必要に応じまして御覧をいただきたい、このように思います。

またその後ですが、各事業ごとでの事務事業評価といたしまして、当組合が抱えております諸課題をはじめ、今後の方向性など考え方を示す資料といたしまして、一般会計12ページから22ページ、申し訳ございません、22ページと23ページの間には中

扉の特別会計が欠損しております、申し訳ございません。23ページから25ページが特別会計でつけさせていただいております。また26ページ以降63ページまで資料編として各事業ごとに例年のように記載をしておりますので、また参考にしていただけたらと思っております。

そのほか、この冊子のほかに令和3年度に消費生活センターで相談受けました内容をまとめました「令和3年度消費生活相談報告書」並びに令和3年度中に職員が出席しました会議等の会議結果を合わせてお作りさせて、配付をさせていただいておりますので、こちらのほうも御覧をいただきたいと思っております。

以上、令和3年度の一般会計及び特別会計決算の補足説明とさせていただきます。

どうかよろしく願いいたします。

○議長 以上で議案の説明が終わりました。

次に、決算審査について監査委員の報告を求めます。

三原和久監査委員。

○三原委員 はい、議長。

監査委員の三原でございます。監査委員を代表いたしまして、私のほうから報告させていただきます。

皆様のお手元には、令和3年度決算審査意見書をお届けしております。十分お目通しいただいたものと存じておりますので、決算審査の概要、審査の結果について報告させていただきます。

まず第1、審査の概要ですが、審査の対象は令和3年度相楽郡広域事務組合一般会計歳入歳出決算書及び令和3年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計歳入歳出決算書であります。

審査の期日は、令和4年10月13日、木曜日、午後1時30分から午後3時20分まで行いました。決算審査の手続については、相楽郡広域事務組合代表理事から提出されました、各会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書について、計数に偽りはないか、財産運営は健全か、財産管理は適正か、さらに予算の執行については、関係法令に従って効率的になされているかなどを主眼に置きまして、毎月実施しております例月出納検査を参考とし、関係諸帳簿及び証憑書類との照合、その他必要とされる書類等の提出を求めました。

関係職員からの説明を受けるなどして実施をいたしました。次に第2審査の結果でございます。審査に付されました一般会計及び相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、関係法令に基づき作成されており、決算計数は関係帳簿及び証憑書類と照合を行いました結果、全て適正に処理されていることを認められました。

なお、2ページ以降に、1、決算規模、2、基金の運用状況、3、審査意見をそれぞれ掲載しておりますが、説明は省略させていただきます。

なお、今後の課題といたしましては、認定第1号の令和3年度一般会計決算の中で、市町村分担金の負担割合については、過去にもさまざまな議論がなされて決定されているものの、過去から現在の市町村の規模や受益の観点からも、見直しを含め、改めて幅広い議論が必要であると考えております。

また、認定第2号の令和3年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計決算の中で、令和2年度決算審査報告でも指摘しましたが、歳入において休日応急診療所収入、診療報酬収入の中で、収入未済額の取扱いについては、近隣団体の例も参考としつつ、早い段階で処理方法を含めて協議されたい。

以上で報告を終わります。よろしく願いいたします。

○議長 ありがとうございます。

決算審査の報告が終わりました。

これより質疑を行います。

まず、認定第1号、令和3年度相楽郡広域事務組合一般会計歳入歳出決算認定についての質疑はありませんか。

西山議員。

○西山議員 まず決算書のほうの10ページになります。一般管理費の事務局運営共通費、時間外勤務手当の推移を確認したいと思います。

コロナ対応で休日出勤といいますか、日曜日とか祝日に関しまして出勤されていると思うんですが、それに関してこの時間外勤務手当が該当するのか、どのように対応していくのか、お願いいたします。

2つ目は、説明書の21ページ、消費生活センター運営経費についてです。こちらのほうに、今回の定例会業務報告、消費生活相談報告書も含めて読み取ると、学校への啓発事業を積極的に行っていただいています。今年4月から成年年齢の引き下げもあり、若年層の相談件数が増加している。現在は職員体制が4人で一般職員1人、これが次長が兼務していらっしゃるセンター長ということなんですが、今後この相楽郡内高齢化に伴う、高齢者の方とか、またあるいはインターネットを使って巻き込まれる新成人からの相談に十分対応できているのか。こちらのほうも時間外手当が3万6,909円。これは計算書のほうに書いてあるんですが、私が思うに、電話相談などで長引いたときに、そういったときの部分の時間外手当がきちんと計算されて、この金額かとは思いますが、きちんとされているのかどうか、その2つをお願いいたします。

○議長 事務局次長。

○國子次長 はい、議長。失礼いたします。それでは、西山議員の質問にお答えさせ

ていただきます。

まず1点目の決算書10ページのところの時間外勤務手当でございます。

時間外勤務手当、一般管理費の部分でいきますと、対象は職員2人、私と主査です。

それから会計年度任用職員でございます。

決算額といたしまして、令和3年度、約60万円ということで、令和2年度に比べますと約7万8,000円減少になっております。

前年度との比較でいろいろ見てますと、令和2年度につきましては、ちょうどこのし尿処理施設の基幹改良工事の本格年度ということもございました関係で、それらに係ります補助金の申請事業等の超過勤務、時間外勤務が増えたという部分がありました。それが一定落ち着いたというところでございます。

しかしながら、決算額には表れておりませんが、令和3年度には休日応急診療所におきましても、職員が休日に出勤することが多々ございました。その部分につきましては、平日、ウイークデーにお休みを代休という形で取らせていただいているということでございます。

可能な限り日曜日出勤すると、平日に職員が穴を開けてしまいますので、会計年度任用職員を張りつけるという基本的なスタンスは持っておりますが、やはり医師の調整と、患者数が増えたりすると、職員の判断が求められる部分もございますので、そういうときに職員が出ておりましたけれども、代休消化ということで対応させていただいたところでございます。

2点目の関係でございますが、センターの部分でございます。現在、私がセンターのほうのセンター長も兼任させていただいております。成年年齢の引き下げの関係とか、高齢者の被害も引き続きございますけれども、基本相談を受けるのは相談員でございますので、相談員は現在週4日勤務の者が2名配置してございます。教育啓発担当が1名ということでございます。

先ほど西山議員さんの御指摘にもございましたように、電話相談で長引くこともあるんですが、基本的には1時間も2時間も延びるということではございませんで、どちらかという、超過勤務の商工費の部分につきましては、教育啓発担当の相談員が日曜日に出席講座に行ったりした部分です。それについては代休という方法もあるんですが、教育啓発担当の相談員は週3.5日勤務で、平日に休むと業務に支障を来すという部分もございますので、時間外勤務体制の支給ということで対応させていただいたというところでございます。以上でございます。

○議長 西山議員。

○西山議員 ありがとうございます。うちなみに、平日代休で消化していらっしゃる、1つ目の質問の部分で、平日代休で消化していらっしゃるということなんですけれども、

それとは別に有給休暇がきちんと取れているのかということで、ホームページのほうにもありましたが、平均で9.6日ということなんです、これは平均ということですし、3人の平均だと思うんですけども、きちんと、9.6日が多いのか少ないかという微妙なラインかなとは思いますが、取得率が66%ということなので、これをもう少し高める努力とかということに対してはどう考えていらっしゃるのか、確認をしていきたいと思えます。

2つ目の消費生活センターの部分で、日曜日の出前講座ということで確認いたしましたので、これは結構です。コロナで自宅にいながら、そういうインターネットとかを使って、本人はそう思っていなかったけれども、そういう無駄な契約とかということに巻き込まれるということがちょっと増えてきているのかなと思えたので、この部分、きちんと対応していただけたらと思えます。

1つ目のところで御答弁いただければと思えます。

○議長 答弁をお願いします。國子次長。

○國子次長 はい、議長。西山議員の質問にお答えさせていただきます。

有給の取得につきましては、職員によって当然多寡がございますけれども、現在、労働基準法では5日以上取得という義務化という部分がございますので、その部分については法令を遵守するような形で、管理職である事務局長からも取得するようにということで対応させていただいているところでございます。

また、法令遵守ということと、あと職員のメンタルヘルスの観点からも、休むときには休むメリハリのついた形で医療の推進ができたというふうに考えているところでございます。以上でございます。

○西山議員 結構です。

○議長 ほかに質問はありませんか。

質疑がないようでしたら、続きまして認定第2号、令和3年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

西山議員。

○西山議員 先ほど、監査の三原委員がおっしゃっていたんですが、6ページのところになります。休日応急診療所収入未済のほうで、前年と比べてと言いますか、前年度は7,530円だったんです。それが、3年度は6万1,300円、金額にしたらさほど大きな差額ではないかもしれませんが、おっしゃるように、その時点で支払わずに、後から請求書が届くという形なんです。コロナの陽性になった人って結構検査から全部無料になると思っていらっしゃる方も多いかと思うんです。これを解決するのが、この既に未済になっている部分というものの解決ということではないんですが、やっぱり電

話で検査のときには自己負担であるということもお知らせすることも必要じゃないかなと思っています。

これ、監査のほうからも指摘があったと思うんですが、どのような考えをされていらっしゃるのか、その部分を答弁いただきたいと思います。

あと、説明書のほうにその休日応急診療所の運営経費、26ページに載っていますけれども、予算10人に対して9.8人になっているということなんですが、診療報酬、収入が増えても、併せて経費が増加すると思います。これは何人ぐらいたったら支出が抑えられるのかとかいう目安があるのかどうか、これは増えてもなお、赤字という言い方が正しいのかは分からないんですけど、そういう部分があれば、この人数、今回は予算10人に対し9.8という、ほぼ予算に見合った人数だったと思うんですが、そのところをお答えいただきたいと思います。

○議長 事務局長。

○福田事務局長 はい、議長。事務局長でございます。3番、西山議員に2の御質問を頂いております。

1問目が、休日診療所におけます診療報酬収入の収入未済額の関係でございまして、この前、三原監査委員も意見書に記載したとおり、昨年、また今年と、令和2年度から未済額が発生してきております。これは、今現状を申し上げますと、新型コロナの検査の必要な患者様につきまして、主にはドライブスルーの非接触という意味で、一応休日応急診療所条例規則等では現金收受と、必ず現金でお支払いをするというふうになっているんですが、特例で別途振り込むという形にして、特例扱いをさせていただいております。コロナの検査をされる方、陽性陰性関係なく全員の方全て、令和2年12月から郵便による請求とさせていただいております。

その結果、令和3年度決算では、12件の方、6万1,300円が、12人の方です。まだ決算、出納閉鎖までにお支払いがなかったということで、その後督促をしておりますので、令和4年度に入りまして6件、1万8,440円の回収が終わっておりますので、差額の部分というのはまだ未納のままということで、督促の方法でございましてけれども、まず期限が来る前に電話による督促をし、また再度請求書を発行するなり、留守番電話に入れるなり、いろいろしておりますけれども、なかなか払っていただけない方は払っていただけない。中には、西山議員御指摘のように、京都が設置しておりました検査センターでは無料やって、休日診療所に行くと初診料等が要るというようなことも、何で無料やと言われていたのに支払わなあかんねんという方は、実際要るのはいます。

そこは丁寧に、休日診療所でやっていますので、初診料や医師がコロナに感染予防するようなトリアージ、3,000円というようなことも保険料でいただくということを説明しながら、全く無料の検査ではないということをお伝えし、無料ではないですよと

いうことも了解をした上で、診察に来ていただいている現状でございます。

ただ、その辺が三原監査委員の御指摘のように、これが毎年膨らんでいくことであれば、一定職員のほうも負担がかかるということもありますし、また公正にお支払いされる方とお支払いをしない方という部分の公平性とかも含めて、いろいろ今後研究を進めながら取り組んでいきたいと、このように思っております。

それから2点目の赤字のお話がありましたけれども、今現状は10人のところ9.8人ということで、令和3年度決算では予算どおりということになりますけれども、休日診療所で2,200万程度の経費でかかっております。

この経費の中の診療報酬収入が1,400万程度でございますので、それを割り戻しますと、単価が出てきます。単価が1万5,762円となるわけでございます。それを、経費を単価で割り戻しますと、1,407人という数字が出てくるわけでございますけれども、ただし、診療時間を延ばしたりとか、診療日を増やしたりとかいうことで、1,407人であれば、また歳出が増えますので、上がり様が同じように増えていくということですから、なかなか比較はできませんが、今年令和3年でしたら九十何日、休日診療所をやりました。そのうちで、1,407人来ていただければ、直接的な休日診療所の歳出に対して、歳入は賄えると、そこの部分については黒字経営になる。

ただし、一般共通経費であります議会費であり、また理事会費、我々一般管理費、こちらの部分というのは均等割の部分がありますので、その部分まで賄うとなれば、さらに患者数も増やさなければならないということではありますが、一定の試算の中では1,400人程度であれば各市町村の負担イコール分担金を抑制できるという部分もございしますが、あくまでセーフティーネット、安心安全のためにやっていることでございますので、すぐに黒字転換するということではないですけども、当組合につきましても、まだ診療所ができて10年でございます。南部休日診療所のほうはもう既に昭和50年代からやっておられまして、宇治市や城陽市、京田辺市、乙訓、調査をしておりますけれども、黒字経営をされている診療所というのは聞き及んでいますのは、乙訓休日診療所、長岡京市、ほとんど京都市の患者さんが多く行かれて、患者数が2,000人近く、1年間に患者がいたと。

宇治市でも1,400人ぐらいの患者が1年間に来られると聞いておりますが、先日も確認しますと、約1,000万の税金を投入しているということも聞いておりますので、私ども、直接経営でいけば500万、600万程度でございますので、コロナで1人当たりの診療報酬収入が、今現状は上がっておりますので、黒字にはなりません、そのような試算を事務局ではしているところでございます。以上でございます。

○議長 西山議員。

○西山議員 なかなか苦勞されているのが分かりました。頑張ってくださいとしか言

えませんが、あと、それとちょうど今年10年を休日応急診療所は迎えられる、大分周知が進んできたと思うんです。特にコロナのときには、若い方のかかりつけ医がいらっしゃらない方が、本当に日曜日で開いていないときに不安な中で担当していただいていると思うので、その部分は医師会と連携して、より一層広報を努めていただきたいと思います。

意見だけです。よろしく願いいたします。

○議長 答弁はよろしいですか。

ほかに質問がなければ、質疑を終結したいと思います。

ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 以上で質疑を終結いたします。

討論ですが、認定1号、2号、それぞれ別々に討論いたしたいと思いますので、まず認定第1号、令和3年度相楽郡広域事務組合一般会計歳入歳出決算認定について、原案に反対の方の討論を許します。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

反対討論がございませんので、賛成討論もなしということで、続きまして、認定第2号、令和3年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計歳入歳出決算認定について、原案に反対の方の討論を求めます。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

以上で、討論を終結いたします。

ただいまから、それぞれの議案について採決をしたいと思います。

まず、認定第1号、令和3年度相楽郡広域事務組合一般会計歳入歳出決算認定について、賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長 起立全員です。

したがって、認定第1号、令和3年度相楽郡広域事務組合一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定されました。

続いて、認定第2号、令和3年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

採決は起立によって行います。

原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長 起立全員です。

よって、認定第2号、令和3年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計歳入歳出決算認定については認定されました。

ここで3時35分まで休憩します。

(休憩)

○議長 それでは、少し早いですけれども、休憩前に戻りまして、会議を再開したいと思います。

日程第6、議案第8号、相楽郡広域事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに代表理事より提案理由の説明を求めます。杉浦代表理事。

○杉浦代表理事 それでは、議案第8号を提案させていただきます。

議案第8号、相楽郡広域事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、相楽郡広域事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別添のとおり定めます。

令和4年11月25日提出。

相楽郡広域事務組合代表理事。

それでは、提案説明を申し上げます。

一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける国家公務員の給与については、令和4年8月8日に人事院勧告がなされ、これを受け、法律案が令和4年11月1日に可決されました。

本組合職員の給与についても、国家公務員に準拠していますことから、国と同様に月例給・勤勉手当を改定する必要があり、また職員給与支給方法を変更するために、所要の改正を行うものでございます。

なお、詳細については事務局長から説明をさせますので、よろしく御審議の上、原案のとおり御可決賜りますようによろしくお願いいたします。

○議長 提案理由の説明が終わりました。

補足の説明を求めます。福田事務局長。

○福田事務局長 はい、議長。事務局長の福田でございます。

それでは、議案第8号、相楽郡広域事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての補足説明を申し上げます。

先ほど代表理事からも説明がありましたとおり、令和4年8月8日に人事院から国家公務員の給与改定の勧告が行われ、先般、11月1日に一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案が国会で可決されました。

これを受けまして、当組合におきましても条例の一部改正を行うものでございます。

内容につきましては、今回の人事院勧告に基づく国の改正に準じて、官民格差等に基づく給与水準の改定のため、給料表を30歳台半ばまでの職員で平均0.3%引き上げるとともに、賞与につきましては民間の支給状況に見合うよう、年間4.3月分から4.4月分に0.10月分、勤勉手当に配分して引き上げをいたします。

また、第5条の給料の支給方法について、先の5月20日開催の令和4年第1回臨時議会におきまして、西山議員から御質問をいただき、各市町村等の状況を調査し、整備を図ると答弁をいたしておりましたが、このたび関係市町村等の調査の結果、全団体とも給与支給日が土曜日、日曜日、祝日でない前の日に支給するようになってございますので、今回併せて改正するものでございます。

現在、この条例の適用を受けます対象職員は3名でございますが、今回の給与改定により、人件費は18万6,000円増額を見込んでおり、職員1人当たり平均で6万2,000円の年収増となるものでございます。

なお、給料表改正によります対象者はございません。

実施時期につきましては、第1条は公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用するものとし、第2条の規定は令和5年4月1日から施行するものでございます。

以上、議案第8号の補足説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長 以上で議案の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

議案第8号、相楽郡広域事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長 起立全員です。

よって、議案第8号、相楽郡広域事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第9号、相楽郡広域事務組合会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

議案の朗読を省略し、直ちに代表理事より提案理由の説明を求めます。

杉浦代表理事。

○杉浦代表理事        それでは、議案第9号を提案させていただきます。

議案第9号、相楽郡広域事務組合会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について。

相楽郡広域事務組合会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を別添のとおり定めます。

令和4年11月25日提出、相楽郡広域事務組合代表理事。

それでは、提案説明を申し上げます。

会計年度任用職員の給料について、京都府の最低賃金引上げに対応し、支給水準を引き上げるため、所要の改正を行うものでございます。

なお、詳細については事務局長から説明を申し上げますので、よろしく御審議の上、原案のとおり可決賜りますように、よろしく申し上げます。

○議長        提案理由の説明が終わりました。

補足の説明を求めます。事務局長。

○福田事務局長        はい、議長。事務局長の福田でございます。

それでは、議案第9号、相楽郡広域事務組合会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例についての補足説明を申し上げます。

先ほど代表理事からも説明がございましたとおり、令和4年10月に京都府最低賃金が937円から968円、31円の改正がなされました。

このことを受けまして、構成市町村、また関係一部事務組合と会計年度任用職員の給与等の条例の改正につきまして、意見交換をしてきたところでございます。

この条例の制定の際、木津川市の条例を参考にさせていただいてという経過もございましたので、今回は木津川市から情報をいただきまして、木津川市と同内容の改正内容となっております。

したがいまして、現在、当組合におきましては、この条例の適用を受けます対象職員は、消費生活センターの消費生活相談員が3名、事務補助をお願いしております職員が4名、看護師が15人、診療所管理事務職員が5人、合計27人いらっしゃいますけれども、時間額で支給をしております看護師と診療所管理事務職員を除きます、相談員3名、そして事務補助4名、合計7人がこの給料表改正の対象となるものでございます。

これらの職員につきましては、先般、先ほどの第8号の給与条例、ボーナスは期末勤勉手当に当たるため、期末手当だけの支給であります会計年度にはボーナスに影響がない、上がりませんよというお話と併せて、給料表が改正される、最低賃金改正に伴いまして、給料表が来年4月から改正するという事を私から説明し、御了解をいただいているところでございます。

施行期日につきましては、令和5年4月1日から施行するものでございます。

以上、議案第9号の補足説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長 以上で議案の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第9号、相楽郡広域事務組合会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

原案のとおり採決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長 起立全員です。

よって、議案第9号、相楽郡広域事務組合会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第10号、令和4年度相楽郡広域事務組合一般会計補正予算第1号についてを議題とします。議案の朗読を省略し、直ちに代表理事より提案理由の説明を求めます。

杉浦代表理事。

○杉浦代表理事 それでは議案第10号を提案させていただきます。

議案第10号、令和4年度相楽郡広域事務組合一般会計補正予算(第1号)について。

令和4年度相楽郡広域事務組合一般会計補正予算(第1号)を別添のとおり定めます。

令和4年11月25日提出、相楽郡広域事務組合代表理事。

それでは、提案説明を申し上げます。

今回の一般会計補正予算（第1号）は、歳入歳出それぞれ460万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億7,360万5,000円とするものでございます。

歳入歳出予算の補正の内容でございますが、まず歳入では、前年度繰越金の確定額を増額するものでございます。

次に、歳出では、職員給与条例の一部改正に伴う一般管理費の増額、し尿処理費、予備費の増額補正を行うものでございます。

以上、令和4年度一般会計補正予算（第1号）の概要を申し上げます、提案説明といたします。

なお、詳細については事務局から説明をさせますので、よろしく御審議の上、原案のとおり御可決賜りますように、よろしくお願い申し上げます。

○議長 提案理由の説明が終わりました。

補足の説明を求めます。事務局次長。

○國子次長 はい、議長。事務局の國子でございます。

それでは、議案第10号、令和4年度相楽郡広域事務組合一般会計補正予算（第1号）についての補足説明を申し上げます。

今回の補正予算は、歳入では前年度繰越金の確定、歳出では給与条例の改正、入札差金をはじめ、新たな委託業務の実施に伴います関係科目での構成を行うものでございます。

それでは、歳出から説明申し上げますので、予算書の7ページを開きください。

なお、補正内容の事業ごとでの内容を附属資料としてまとめておりますので、具体的な説明は令和4年度補正予算附属資料により行いますので、恐れいたしますが、附属資料の1ページを併せてお開きください。

まず、附属資料の1ページ上段の総務費、総務管理費、一般管理費の事務局運営共通費につきましては、19万2,000円の増額補正でございます。

これは、事業内容の欄に記載のとおり、先ほど議案第8号で御可決賜りました、給与条例の改正に伴います職員給与に係ります職員手当等の増額が19万2,000円でございます、職員3人の勤勉手当、0.1月分増で12万1,000円、これに係ります共済組合への負担均等で、7万1,000円でございます。

なお、財源は、前年度繰越金の一部を充当してございます。

次に、1ページ下段の衛生費、清掃費、し尿処理費の大谷処理場運営経費につきましては、384万8,000円の増額補正でございます。

これは、事業内容の欄に記載のとおり、まず1点目が、本年度委託をいたしました、廃棄物処理法施行規則の規定によりまして、おおむね3年に1回実施いたします、精密機能検査委託料の入札差金で、143万2,000円の減。

2点目は、令和5年度から大谷処理場運転維持管理業務を複数年の包括発注とするための長期包括的運營業務見積精査にかかる委託料が、528万円の増でございます。

この業務の目的でございますが、大谷処理場の長期包括的運営事業に関しまして、徴取いたしました見積書について、運営費用の妥当性を検討し、適正な事業契約に向けた資料を得ることを目的とするものでございます。

具体的には、まず現況把握ということで、既存資料を基に、基幹的設備改良後の施設の搬入実績、運転管理実績、薬品・電力等のユーティリティの使用実績、施設の点検補修実績等について整理いたします。

次に、その妥当性の検討といたしまして、要求水準書を基に見積り対象項目の妥当性を検討するものでございまして、徴取いたしました見積書を、過去の契約実績、積算資料、それから廃棄物処理施設の維持管理業務積算要領及び廃棄物処理施設の点検補修工事積算要領を参考に、見積額の妥当性を検討するものでございます。

なお、財源は前年度繰越金の一部を充当してございます。

続きまして、附属資料は2ページに移っていただきまして、上段の予備費、予備費、予備費の予備費につきましては、56万5,000円の増額補正でございます。

これは、前年度繰越金の確定に伴います、事業へ充当した残額を予備費として計上するものでございまして、年度末に向けましては、そのほかの不要額や財源の変動などと併せまして、分担金の精算を行うものでございます。

続きまして、歳入を説明申し上げますので、今度は予算書の6ページをお開きください。

歳入では、先ほど説明いたしました、歳出のそれぞれの財源といたしまして、前年度繰越金確定額の補正を行うものでございます。

以上、議案第10号の補足説明といたします。

○議長 以上で、議案の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

西山議員。

○西山議員 資料のほうで丁寧に御説明いただいたんですが、この大谷処理場のし尿処理施設運営経費なんですけど、今回この委託料、長期包括的運營業務見積り精査分ということについて、決算のときに見積り委託で346万ほど使って、それで今回こちらのほうの詳細なものという形で、528万円という形になると思うんですが、両方合わせ

て870万円かけて長期契約のほうが有利ということで、進められると思うんです。

今実際には、どちらもそういう形で、この入間西部衛生組合さんも、そういう長期契約というので視察を何か所かされてということだったので、単純に長期のほうがそういう意味では経費削減になるのかなとは思ってはいるんですが、見込みとして、そういう方向がきちっとしているのか。場所によっては単年度でも十分経費削減が進められている場所があるというふうにもお聞きしていますので、それをどういうふうと考えていらっしゃるのか。

○議長 國子次長。

○國子次長 はい、議長。では、ただいまの西山議員の御質問にお答えさせていただきます。

先ほど認定いただきました、令和3年度の決算でございますけども、346万5,000円ということの決算額で、ちょうど今年の2月に包括発注の導入可能性調査報告書というものを取りまとめさせていただきました。

この報告書の中に、最後のところに、総合評価ということで記載がなされてございまして、長期包括的運営業務委託をすることで、民間事業者による長期的な計画に基づく機器の予防保全、それから薬品とか電力のいわゆるユーティリティと言われる部分の効率的な運用、さらには人員の柔軟な配置によるコスト削減効果が見込まれたということで、導入可能性調査をまずさせていただきました。

この結果を受けまして、施設をどのような形で運転管理をするかという要求水準書というものも併せて、その346万5,000円の委託額の中で、委託業務として成果品として出まして、3月に各組合議員さんにも送付はさせていただいたところでございます。

このことを受けまして、令和4年度に、令和5年度からの複数年の包括発注に向けた検討を行ってきたわけでございます。過日、11月2日に、市町村の衛生主管課長会議におきましても、このことについて議論をさせていただきました。

確かに西山議員御指摘のとおり、担当課長さんのほうからも、この約500万をかけて見積精査することによって、どれだけの削減が見込めるのかというような質問も確かにございました。

ただ、包括発注の導入の初めての取組ということもございまして、単純に事務レベルで数字を精査すると言うよりは、いわゆるコンサルの専門的な知見からの、先ほど申しました全都清という社団法人が出されています積算要領に基づく、きっちりとした精査をする必要があるということがございます。

そのことについて、そのコンサルが精査した金額が果たしてどういう拘束力があるのかということもございましたけれども、基本的にはその見積精査業務をしていただいた

金額というのは、一定の精度があるものという認識をしておりますので、その額で受託者である業者のほうには、あなたたちから出た見積りがこうでしたが、第三者の客観的な指標に基づいて精査をした結果、この額になりましたので、この額で受託をしてほしいということで進めていく予定でございます。

ただ、その金額の多寡につきましては、実際にやってみないと分からない部分もございますけれども、一定程度、私がまず一旦見積りが上がってきたのを見ると、まだまだ削減ができるような余地がある部分もあるかと思っておりますので、こういう費用をかけたとしても、それ以上の削減効果が見込まれ、さらには第三者の客観的な評価をもった形で3か年の契約に至るといえることができるというふうに考えてございますので、その部分については、この補正予算を御確認いただいて実施することによって、より公平公正な委託契約が締結できるのではないかとこのように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長 西山議員。

○西山議員 この間、丁寧にこういう形で専門的な知見をということで進めてこられたというのは、導入可能性の報告とかも含めて分かっていますけれども、やはりそういう形で金額が出てきたときに、これが本当に反映できるものであるのかという。

ただ単に安くすればいいというものでもないもので、そこは法令に基づいてということで交渉を今後進めるということによろしいですね。その確認だけ。

○議長 國子次長。

○國子次長 はい、議長。今の西山議員お見込みのとおりでございます。

○議長 ほかに質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めて、これで討論を終結します。

これより議案第10号を採決いたします。

議案第10号、令和4年度相楽郡広域事務組合一般会計補正予算(第1号)について、採決します。

この採決は起立によって行います。

原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長 起立全員です。

よって、議案第10号、令和4年度相楽郡広域事務組合一般会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第11号、令和4年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、のちに代表理事より提案理由の説明を求めます。

杉浦代表理事。

○杉浦代表理事 それでは、議案第11号を提案させていただきます。

議案第11号、令和4年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計補正予算（第1号）について。

令和4年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計補正予算（第1号）を別添のとおり定めます。

令和4年度11月25日提出、相楽郡広域事務組合代表理事。

それでは、提案説明を申し上げます。

今回の特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出それぞれ533万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ7億3,333万4,000円とする者でございます。

歳入歳出予算の補正の内容でございますが、まず歳入では、財産運用収入、休日応急診療収入、前年度繰越金の確定額を増額するものでございます。

次に、歳出では振興費、休日応急診療費の増額補正を行うものでございます。

以上、令和4年度特別会計補正予算（第1号）の概要を申し上げます、提案説明といたします。

なお、詳細につきましては、事務局から説明をさせますので、御審議の上、原案のとおり御可決賜りますように、よろしく願いいたします。

○議長 提案理由の説明が終わりました。

補足の説明を求めます。

國子次長。

○國子次長 はい、議長。事務局の國子でございます。

それでは、議案第11号、令和4年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計補正予算（第1号）について、補足説明を申し上げます。

今回の補正予算は、歳入では基金7億円の運用益及び前年度繰越金の診療報酬収入の増額、歳出では振興費、休日応急診療所運営経費の増額に伴います関係科目での更正を行うものでございます。

それでは、歳出から、附属資料で具体的な説明を申し上げますので、予算書は7ペー

ジを、附属資料は3ページをお開きください。

まず、附属資料3ページ上段の振興費、振興費、振興総務費のふるさと市町村圏振興事業運営経費につきましては、16万5,000円の増額補正でございます。

これは、事業内容の欄に記載のとおり、印刷製本費といたしまして、「ふるさと市町村圏振興事業30年のあゆみ」作成等の印刷費の増額分でございます。

なお、財源につきましては、基金7億円の運用益の増額分でございます。

次に、附属資料の3ページ下段の衛生費、衛生費、休日応急診療費の休日応急診療所運営経費につきましては、666万6,000円の増額補正でございます。

これは、事業内容の欄に記載のとおり、まず1点目が、医療スタッフに関する経費でございまして、①番といたしまして、看護師、管理事務職員、事務補助職員の報酬で102万5,000円の増、②といたしまして、同じく職員手当等で10万7,000円の増、③といたしまして、医師、薬剤師の報償費で110万9,000円の増、2点目といたしまして、休日診療所運営に関する経費で④役務費、通信運搬費で1万4,000円の増、⑤PCR検査、医療事務に係る委託料で441万1,000円の増でございます。

以上が歳出でございます。

続きまして、歳入を説明申し上げますので、今度は予算書の6ページをお開きください。

歳入では、財産収入はふるさと市町村圏振興事業運営経費に充当するもので、基金7億円の運用につきましては、当初予算では普通預金、0.001%で計上いたしましたが、実際の運用につきましては、京都やましる農業協同組合木津支店の定期預金、期間360日に預託をしたため、利率が0.025%となり、運用益が17万2,000円となったものでございます。

次に、一つ飛ばしまして、繰越金でございますが、全額休日応急診療所運営経費に充當いたしまして、その財源の不足分といたしまして、その上の診療報酬収入の一部であります195万8,000円を予算化したものでございます。

なお、診療報酬収入につきましては、本年度新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けまして、受診者の増加により大幅に増加しておりますことから、次回2月の補正予算におきまして、残る分につきましては予算措置をさせていただく予定でございます。

以上、議案第11号の補足説明といたします。

○議長 以上で議案の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

西山議員。

○西山議員 2月まで最終、診療報酬とか経費とかという形で上がってくるとは思うんですけども、見込みとしてどの程度考えていらっしゃるのかと、あとは、この後第8波がお正月ぐらいに一番ピークを迎えるんじゃないか、1月にピークを迎えるんじゃないかという話の中で、ここ数年、年末年始にこのコロナの感染症の診察、診療、検査体制支援金みたいなのがあったと思うんですけど、今回もそういう話があるのかどうか。情報が入っているようでしたら教えていただきたいというか、それが2月に載ってくるのかなとは思いますが、そういった形での収入補填みたいなのが、あるのかどうか、そこの2点をお願いいたします。

○議長 福田事務局長。

○福田事務局長 はい、議長。事務局長でございます。3番、西山議員、2点でございますが、2点目のほうを回答させていただきます。

補正予算を、第1号を組んでから情報が来たものですから、今回の補正予算には収入として上げておりませんが、11月17日の京都府健康福祉部健康対策課の事務連絡で、診療検査医療機関御中という文書が来ておりまして、新型コロナウイルス感染症及び季節性インフルエンザの同時流行に備え、多くの医療機関が休診される日曜日、祝日及び年末年始において、発熱患者等の診療検査体制の確保が急務になっているということで、12月11日の日曜日から、翌令和5年2月26日までの全部で20日間の日曜、祝日、年末年始、これらに発熱外来を設置される医療機関に対して、1日10万円の協力金を京都府が出しますよというような協力依頼が来ておりまして、私ども、この20日間のうち、12月29日の木曜日、そして30日の金曜日以外の18日間は、もともと休日診療所での営業日、休日診療所開所日でございましたので、18日かける10万円の180万円は、京都府からの補助金として、交付金として予算要求していきたい、このように考えております。

○議長 國子次長。

○國子次長 はい、議長。では、西山議員の1点目の質問にお答えさせていただきます。

まず、10月末現在で診療報酬収入の入金状況が約でございますが、1,700万円でございます。7か月間の分で1,700万、既に収入済みでございます。

したがって、これからの受診者数の動向等によっては変動するかもしれませんが、2,000万後半ぐらいの診療報酬収入の決算見込額になるのではないかというふうに、現段階では考えているところでございます。以上でございます。

○議長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 ないようでしたら、以上で質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これで討論を終結し、ただいまより採決を行います。

議案第11号、令和4年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計補正予算(第1号)についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長 起立全員です。

よって、議案第11号、令和4年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計補正予算(第1号)については、原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第12号、京都府市町村職員退職手当組合理約の変更についてを議題とします。

代表理事より提案理由の説明を求めます。杉浦代表理事。

○杉浦代表理事 それでは、議案第12号を提案させていただきます。

議案第12号、京都府市町村職員退職手当組合理約の変更について。

京都府市町村職員退職手当組合理約を次のとおり変更します。

令和4年11月25日提出、相楽郡広域事務組合代表理事。

提案理由でございます。京都府市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体のうち、相楽郡広域事務組合が名称変更することに伴い、規約別表に掲げる組合市町村の名称変更を行うべく、組合理約を変更することについて、議会の議決を求めるものでございます。

御審議の上、原案のとおり御可決賜りますようお願いいたします。

○議長 以上で議案の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 質疑なしと認めて、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第12号、京都市町村職員退職手当組合理約の変更についてを採決します。

採決は起立によって行います。

原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長 起立全員です。

よって、議案第12号、京都市町村職員退職手当組合理約の変更については、原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

これをもちまして、令和4年第2回相楽郡広域事務組合理会定例会を閉会します。

本日は長時間にわたり、慎重に審議を賜り、大変ありがとうございました。

これから各市町村議会の定例会等で何かと慌ただしい時期を迎えようとしております。

また、寒さも日々厳しくなっております。

議員の皆様には、また理事者の皆様、今後ますますの御健勝と御活躍を祈念申し上げます。

本日は大変御苦勞さまでございました。

ありがとうございました。

(午後4時15分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

相楽郡広域事務組合理会議長 久保 憲司

会 議 録 署 名 議 員 山口 亘

〃 大倉 博

